

古河市告示第299号



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、古河都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年12月4日

古河市長 菅 谷 憲一郎



- 1 都市計画の種類及び名称  
防火地域及び準防火地域の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
古河市 本町一丁目の一部
- 3 縦覧場所  
古河市建設部都市計画課（三和庁舎）

## 古河都市計画防火地域及び準防火地域の変更(古河市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

(古河市)

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 0.7ha	既指定地域 約 0.7ha
準 防 火 地 域	約 81.7ha	既指定地域 約 81.7ha 東野田古河線沿線地区 約 360 m <sup>2</sup>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

用途地域の変更に伴い、市街地における都市防災の観点から、建築物の不燃化を図るため、本案のとおり準防火地域を変更するものである

# 新 旧 対 照 表

区 分	種 類	面 積	備 考
新	防火地域	約 0.7ha	
	準防火地域	約 81.7ha	( 約 360 m <sup>2</sup> 増 )
旧	防火地域	約 0.7ha	
	準防火地域	約 81.7ha	



# 古河都市計画 防火地域及び準防火地域の変更【古河市決】

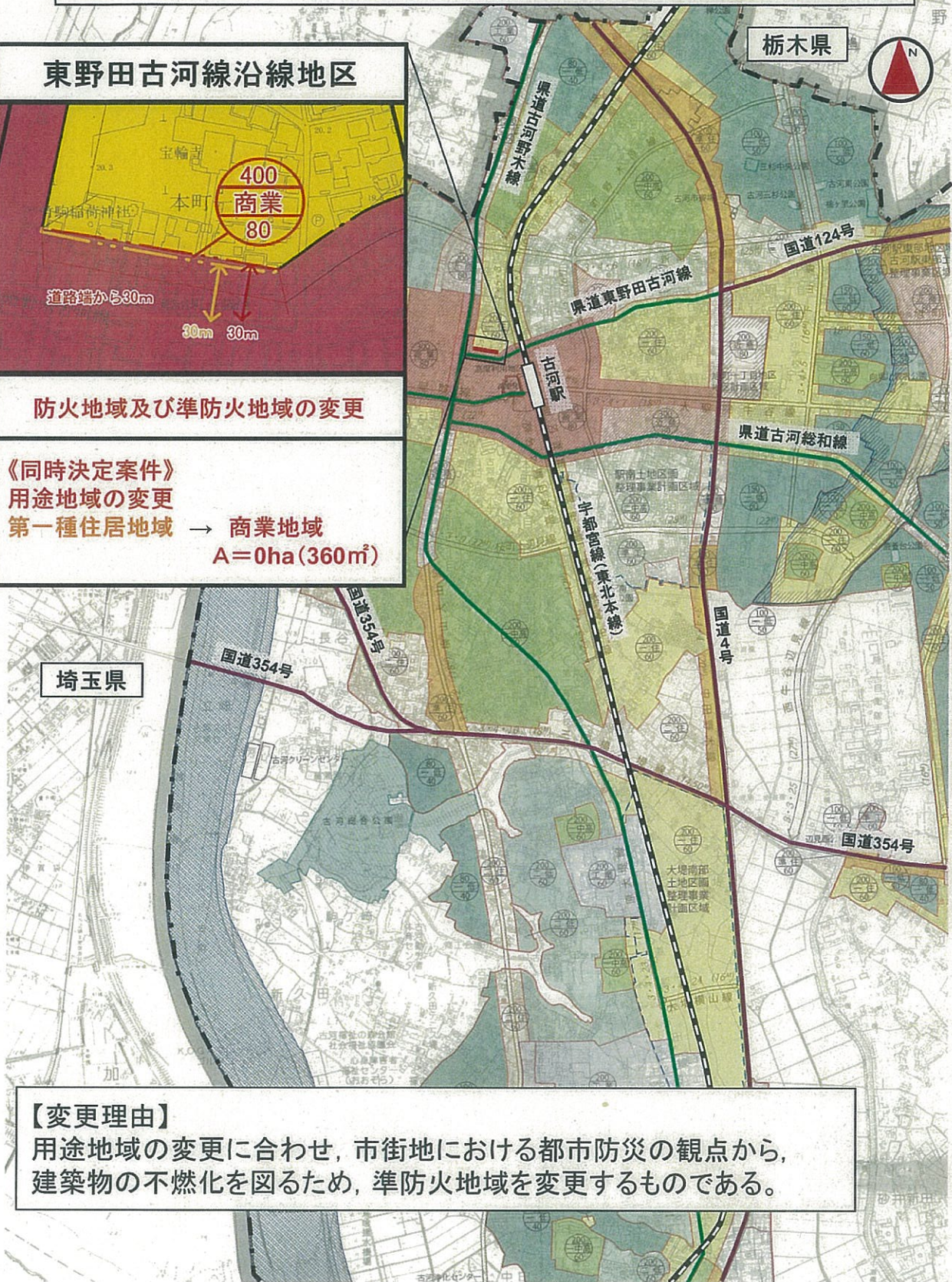
## 東野田古河線沿線地区



## 防火地域及び準防火地域の変更

《同時決定案件》  
用途地域の変更  
第一種住居地域 → 商業地域  
A=0ha (360㎡)

埼玉県



## 【変更理由】

用途地域の変更に合わせ、市街地における都市防災の観点から、建築物の不燃化を図るため、準防火地域を変更するものである。